

## 高額療養費について(70歳未満の方)

「高額療養費」とは、1ヶ月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。払い戻しの場合は、自己負担が多くなってしまいます。

高額な自己負担を避けるために「限度額適用認定証」というものがあります。

「限度額適用認定証」を「資格確認書」と併せて医療機関等の窓口（※1）に提示すると、高額な自己負担をすることなく、1ヶ月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが、入院・外来とも自己負担限度額まで（※2）となります。

認定証の発行期日は申請月の1日となります。

※1 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

※2 保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

### 限度額適用認定証の交付手続きに必要なもの

1. 資格確認書
2. 認め印
3. マイナンバー

（代理の方が窓口で申請される場合は窓口に来る方の運転免許証等）

### 【高額療養費の払い戻し申請について】

- 限度額適用認定証を使用しても、下記のような場合、高額療養費の申請をしていたことで、払い戻しがある場合があります。
  - ①一人の方が複数の医療機関等で受診した場合
  - ②世帯で複数の方が医療機関等で受診した場合（福智町国保加入者に限る）  
(合算対象となる場合は、一つの医療機関で自己負担額21,000円以上の場合)
  - ③4回目以降で限度額の差額が発生している場合

### 高額療養費払い戻し申請手続きに必要なもの

1. 資格確認書
2. 認め印
3. マイナンバーカード
4. 世帯主様名義の通帳
5. 医療機関で支払った領収証

- ※ 診療を受けた月の翌月1日から2年を経過すると時効になり、支給されなくなりますのでご注意ください。
- ※ 支給までには、診療月から少なくとも3ヶ月以上かかりますのでご了承ください。  
【申請後、レセプト（医療機関から国民健康保険へ提出する診療報酬の請求書）の確定後に行われる為】
- ※ 高額療養費の払い戻しが該当になる場合のみ、後日通知を送付します。

### 【高額療養費自己負担限度額の計算方法】

（暦月ごと・個人ごと・病院ごと（外来・入院別計算）自己負担額21,000円以上を超える場合合算対象となります。）

		自己負担額			
外来	A病院	→	21,000円を超える	→	※区分才の場合  自己負担限度額  35,400円を超える
	B病院	→	21,000円以下	×	
	A病院（歯科）	→	21,000円を超える	→	
入院	A病院	→	21,000円を超える	→	部分が払い戻し

所得区分	区分	3回目まで	4回目以降※2
所得※1が 901万円を超える	ア	252,600円+ (医療費※3-842,000円)× 1%	140,100円
所得が600万円を超 901万円以下	イ	167,400円+ (医療費-558,000円)× 1%	93,000円
所得が210万円を超 600万円以下	ウ	80,100円+ (医療費-267,000円)× 1%	44,400円
所得が210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円	44,400円
住民税 非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

※1 所得 = 総所得金額等 - 基礎控除(43万円)

※2 過去12ヶ月以内に、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

※3 医療費とは保険適用される診察費用の総額(10割)です。

### 【入院時食事代について】

入院した時は、診療や薬にかかる費用とは別に、食事代の一部を負担します。

残りの費用は国保が負担します。負担額については、下記をご参照ください。

(1食あたり)

所得区分	令和7年4月～
住民税課税世帯	510円
住民税非課税世帯	過去1年間の入院が90日以内
	過去1年間の入院が90日以上



マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、  
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。  
「限度額適用認定証」の事前申請は不要となりますので、  
マイナ保険証をぜひご利用ください。

お問い合わせ先

福智町役場 保険健康課 保険医療係 0947-22-7763【直通】